

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015 について

〔 平成 27 年 6 月 30 日 〕
閣 議 決 定

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015 を別紙のとおり定める。

(別紙)

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015
ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015

目 次

I. 地方創生をめぐる現状認識	1
1. 我が国の人口減少の現状	1
2. 東京一極集中の傾向	1
3. 地域経済の現状	2
II. 地方創生の基本方針－地方創生の深化－	3
1. 国と地方の総合戦略策定から事業推進の段階へ	3
2. 「地方創生の深化」を目指すローカル・アベノミクスの実現－	3
3. 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり	5
III. 地方創生の深化に向けた政策の推進	7
1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	7
(1) 生産性の高い、活かに溢れた地域経済実現に向けた総合的取組	7
(2) 観光業を強化する地域における連携体制の構築	14
(3) 農林水産業の成長産業化	16
(4) 「プロフェッショナル人材」の確保等	19
2. 地方への新しいひとの流れをつくる	21
(1) 地方移住の支援	21
(2) 「日本版 CCRC」構想の推進	21
(3) 企業の地方拠点強化等	22
(4) 政府関係機関の地方移転	23
(5) 地方大学等の活性化	23
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	27
(1) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進	27

(2) 出産・子育て支援	28
(3) 働き方改革	30
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	33
(1) まちづくり・地域連携	33
(2) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）	36
(3) 地域医療介護提供体制の整備等	39
(4) 東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応	40
IV. 地方創生に向けた多様な支援	42
1. 支援の基本方向	42
2. 支援の拡充	42
3. 広報周知活動	43
V. 国の経済財政運営と統合的な推進環境の確保	44
1. 経済財政運営と改革の基本方針・日本再興戦略との相互関係	44
2. 平成 28 年度の予算編成等に向けて	44

I. 地方創生をめぐる現状認識

平成 27 年は、地方創生元年となる。国は、平成 26 年末にまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、日本全体の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「長期ビジョン」という。）、それを踏まえた今後 5 か年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）を策定した。これを踏まえ、平成 27 年度には、地方において「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」が策定され、具体的な事業を本格的に推進することとなる。

一方、最新の統計によれば、我が国の人口減少は歯止めがかかっておらず、東京圏への人口流入も続いているなど、状況は厳しさを増している。国の「長期ビジョン」で示されているように、出生率向上が 5 年遅れるごとに将来の定常人口は 300 万人ずつ減少するとされている。一刻の猶予も許されないとの危機感の下、地方創生を前進させていかなければならない。

1. 我が国の人口減少の現状

我が国は、平成 20 年をピークに人口減少局面に入っている。平成 26 年 10 月 1 日現在の日本人人口は 1 億 2,543 万 1 千人となっており、前年に比べ▲27 万 3 千人と、減少幅は年々拡大している⁽¹⁾。

平成 18 年から上昇傾向にあった合計特殊出生率は平成 26 年に 1.42 となり、9 年ぶりに低下に転じた。年間出生数も 100 万 3,532 人と過去最低を記録した。これらの要因としては、晩婚化・晩産化が更に進行したこと等に伴い、20 歳代の出生率が低下し続ける一方で、30 歳代の出生率向上が鈍化したことが挙げられる。また近年、地方を中心に出生率が向上する傾向にあったが、そうした動きにも鈍化がみられる。

2. 東京一極集中の傾向

人口移動の状況では、平成 26 年の転入超過数は東京都（7 万 3,280 人）が最多であり、埼玉県・千葉県・神奈川県を加えた東京圏では 10 万 9,408 人の転入超過となっている。東京圏への転入超過数は前年に比べて 1 万 2,884 人増で、平成 24 年以降 3 年連続して増加しており、東京一極集中の傾向が加速化している。人口移動の傾向は世代ごとに異なっており、近年は、若年層（特に若年女性）の大都市への流入が増大する一方、高齢層の都市部からの流出が減少している⁽²⁾。こうした東京一極集中を是正する観点から、企業の本社機能や政府関係機関の移転をはじめ、地方への新しいひとの流れをつくる施策を強力に推進する必要性が高まっている。

また、我が国の高齢化は、世界的にみても空前の速度と規模で進行しており⁽³⁾、

⁽¹⁾ 総務省「人口推計（平成 26 年 10 月 1 日現在）」（平成 27 年 4 月 17 日）。

⁽²⁾ まち・ひと・しごと創生会議（平成 27 年 4 月 14 日）樋口美雄委員提出資料による。

⁽³⁾ 先進諸国の高齢化率を比較してみると、日本は 1980 年代までは下位、90 年代にはほぼ中位であったが、平成 17（2005）年には最も高い水準となった。また、高齢化の速度について、高齢化率が 7%を超えてからその倍の 14%に達するまでの所要年数（倍化年数）によって比較すると、フランスが 126 年、スウェーデンが 85 年、比

その中でも、東京圏においては今後高齢化が急速に進展し、平成 27 年から平成 37 年の 10 年間で 75 歳以上の高齢者が 175 万人増加すると見込まれている⁽⁴⁾。これに伴い、医療・介護ニーズが増大し、医療・介護人材を中心に地方から東京圏への人口流出が一層進む可能性が指摘されている。

3. 地域経済の現状

地域経済においては、第二次安倍内閣発足以降、有効求人倍率が全ての都道府県で上昇し、地方でも一人当たりの賃金（現金給与総額）や就業者数が前年比でプラスとなるなど雇用・所得面で改善がみられ、経済の好循環に向けた動きは地方へと波及しつつある。一方で、消費の動向をみると、消費税率引上げ後の回復が大都市圏で先行するなど、地域間でばらつきがある。また、地方を中心に人手不足が顕在化している。企業収益の改善が賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環を、地方においても実現することが求められている。

較的短い英国が 46 年、ドイツが 40 年であるのに対し、日本は、昭和 45（1970）年に 7%を超えると、その 24 年後の平成 6（1994）年には 14%に達している（内閣府「平成 27 年版高齢社会白書」より）。

⁽⁴⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」。

Ⅱ. 地方創生の基本方針－地方創生の深化－

地方創生は、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることを目指している。その実現のためには、厳しい現状を踏まえ、国の「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化することにより、地方創生の深化に取り組む必要がある。

本基本方針は、こうした観点から、国の「総合戦略」に掲げられた基本目標の達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応の方向を取りまとめたものである。平成 27 年度における取組の方向性を示すとともに、本年末に見込まれる「総合戦略」の改訂を通じ、平成 28 年度以降の施策展開につなげていくものである。

1. 国と地方の総合戦略策定から事業推進の段階へ

国の「総合戦略」は、我が国全体の目標や総合的な支援施策を盛り込んでおり、現在、これを踏まえて都道府県や市町村において「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定が進められている。平成 27 年度中に「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は平成 28 年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなる。

国の「総合戦略」や「地方版総合戦略」は、単年限りの取組ではなく、中長期的な人口の見通しや経済社会分析に基づき、今後 5 か年において取り組むべき政策を示すものである。しかも、客観的な指標で各政策の効果を検証し、目標達成に向けて不断に見直していく PDCA サイクルを組み込んでいる。国及び地方公共団体は、具体的な事業の推進とその検証を通じて、各政策を真に効果の高いものとしていくことにより、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」という長期的な目標を実現していく必要がある。

2. 「地方創生の深化」を目指す－ローカル・アベノミクスの実現－

地方では、毎年約 10 万人の若者が就職や進学のために東京圏へ流出し続けており、地方に残った限られた人材によって、地域経済の運営を支えざるを得ない状況にある。また、人材ばかりでなく資金面をみても、地域の事業資金の多くは地域金融機関等による地域内部向けの間接金融に依存しており、その資金循環は、一部の補助金を除き、各地域内で閉じている状況にある。

このように、地方では、人材・資金の両面において地域内部でほぼ完結した経済構造となっており、域内外を人材や資金、技術や情報が自由闊達に行き交うことにより期待される地域間の相乗効果が見られず、日本経済全体のダイナミズムも形成されていない。その結果、地域経済は、既存事業が生産性の低いまま存続するという苦しい状況から脱却できていない。

このため、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢

れた産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことによって、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要である。

具体的には、①各地域の「稼ぐ力」の引き出し、②熱意と意欲のある地域へのインセンティブ改革を通じた「地域の総合力」の引き出し、③民間の創意工夫を最大限に活用した「民の知見」の引き出しに取り組むことによって、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、ひいては高度な技術や情報等が全国津々浦々で共有されるような、活力ある日本経済を取り戻していくことが重要である。

①「稼ぐ力」を引き出す（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）

地方経済においても、アベノミクスの浸透により、雇用は着実に改善が続いている。しかし、労働生産性をみると、地方は引き続き低い水準にあり、突出して高い東京と最低位の県では約2倍の開きがある。

このため、地域に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を取り戻し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことができるよう、地域発のイノベーションの促進、地域資源の価値を高める地域ブランディングの確立、地域経済を支えるサービス産業の生産性の向上等に取り組む。

具体的には、地域発のグローバルトップクラス技術の発掘・育成のための仕組みの構築、地域経営の視点に立った観光地域づくりや地域ブランドづくりの中心となる日本版DMO⁽⁵⁾などの新たな事業推進主体の形成、地域資源を活用した6次産業化の推進、「サービス産業チャレンジプログラム」⁽⁶⁾の実施など、様々な角度から地域の「稼ぐ力」の向上に取り組んでいくことが考えられる。

②「地域の総合力」を引き出す（頑張る地域へのインセンティブ改革）

地方創生のためには、従来の「縦割り」の取組を排し、様々な分野における官民協働や地域間連携、政策間連携を図ることにより、「地域の総合力」が最大限発揮されることが必要である。こうしたことに向けて「頑張る地域」を支援する観点から、日本版CCRC⁽⁷⁾構想の実現（移住支援とコミュニティづくり）や地方都市におけるコンパクトシティの形成（官民協働のエリアマネジメント）、中山間地域等における「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）等を推進していくことが重要である。

③「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

人口減少が進む中で、民間の創意工夫を最大限活用し、「民の知見」を引き出すことが重要である。このため、民間の資金・技術や経営ノウハウを活用する

⁽⁵⁾ Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となっていく観光地域づくりの推進主体。

⁽⁶⁾ 日本経済再生本部決定（平成27年4月15日）。

⁽⁷⁾ Continuing Care Retirement Community の略（21ページ参照）。

PPP/PFI^⑧手法を通じ公共施設のマネジメントを最適化・集約化することや、地域の企業における少子化克服に向けた働き方改革を推進すること等が考えられる。

また、民間資金や知見を活用する手法の一つとして、社会的インパクト投資(SIB)^⑨が英国で始まり世界に広がりつつある。我が国においても、パイロット事業を検証しながら、こうしたものを含めた社会的課題の解決手法の活用に向けて、課題の整理等の検討を進めていくことが考えられる。

「民の知見」を引き出す観点からも、「国家戦略特区」の活用を推進することが重要である。今般、規制改革により地方創生を実現しようとする熱意のある地方公共団体について、国家戦略特区の2次指定として「地方創生特区」に選定したところであり、地方創生特区第二弾の指定についても、本年内できるだけ速やかに実現する。また、特区制度による地方創生への効果等を検証し、特区の規制改革メニューが多くの地方公共団体等でより有効に活用できるよう、全国への横展開につなげていく。

3. 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

地方創生の深化のためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」づくり（官民協働及び地域連携）や新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり（「広域圏域」から「集落生活圈」まで）が重要となる。

①新たな「枠組み」づくり

地方創生の深化に向けて、従来の「縦割り」を超えた官民協働と地域連携による、新たな「枠組み」づくりに取り組む必要がある。例えば、コンパクトシティや中心市街地活性化の取組においては、都市の「稼ぐ力」を高めるという都市経営の観点から、実際に都市において活動を行う民間事業者との官民協働により、地方公共団体の枠組みを超えた戦略やエリアマネジメントを進めることが求められる。日本版CCRCの導入においても、地方公共団体と地域の事業者が官民協働で取り組むことにより、地方移住の促進や高齢者の就労・社会参加促進、医療介護関連の雇用機会の確保といった多岐にわたる効果が期待される。

また、日本版DMOの形成をはじめとする広域的な観光地域づくりや単一行政区域を超えた広域的な課題解決のためには、複数の地方公共団体が連携して事業に取り組む地域連携が欠かせない。

^⑧ PPPは、Public Private Partnershipの略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。PFIは、Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

^⑨ Social Impact Bondの略。官民連携のインパクト投資手法。行政、社会的投資家、NPO、評価機関等が連携して、社会的成果に基づく質の高い行政サービスを提供することを目的とする。サービスを民間のNPO等に委託し、事業費は投資家から調達する。民間事業によって削減された行政コストを原資に行政が投資家に対価を支払う仕組み。

②新たな「担い手」づくり

地方創生を担う新たな「担い手」づくりとして、新たな事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成を推進する必要がある。例えば、地域の公共交通・物流、小売・生活関連サービス、介護、保育等を総合的・効率的に提供する社会的企業の事業運営を支える仕組みを確立することは、財政制約が厳しい中で地域で異なるニーズに的確に応えることを可能とし、地方創生においても重要といえる。観光振興の分野では、日本版DMOは、客観的なデータや指標を用いてマーケティングやマネジメントを行い、地域内の官民協働や広域的な地域連携により、魅力ある観光地域づくりを行う事業推進主体として重要な役割が期待される。

地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組は、実際にこれを担う専門人材の確保・育成・活躍を伴って初めて実現する。地方公共団体も含め、地域の戦略を策定し、戦略を統合・管理する人材、個別事業の経営に当たる人材、第一線で中核的に活躍する人材など、様々なタイプの人材がバランスよく確保・育成され、活躍する場が与えられる必要がある。こうした観点から、各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成するための「地方創生人材プラン（仮称）」を年末までに策定し、具体的な施策の展開を進めることが重要である。

③新たな「圏域」づくり

地方創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要がある。この圏域は、「広域圏域」から「集落生活圏」までを含めた多様なものが考えられる。

「広域圏域」という観点からは、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進するとともに、今後、広域的な経済振興施策を担う官民連携組織が形成されることが期待される。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。この場合、人口減少や経済力の低下等により地域の生活サービスや介護サービスの存続が危ぶまれる地域においても、対症療法的な対策だけでなく、その地域の経済力を維持させるコミュニティビジネスの展開も並行して行い、自立的・持続的な地域づくりに取り組む必要がある。

こうした新たな「枠組み」づくり・「担い手」づくり・「圏域」づくりを進めながら、地方創生に向けてあらゆる主体が連携・協働して地方創生の取組を深化させることにより、一過性の取組では達成できない長期的な成果の実現が可能となる。

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

国の「総合戦略」では、4つの基本目標が掲げられ、それぞれについて具体的な数値目標や施策が盛り込まれている。今後、地方創生の深化に向けて、以下の考え方に沿って取組を進めていくものとする。

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(1) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

「総合戦略」では、「地方における安定した雇用を創出」することを基本目標とする施策を整備した。この基本目標を達成するためには、地方の企業・産業の付加価値の向上を中心とした労働生産性の向上を図り、人手不足や国内市場縮小に負けない力強い地域経済・産業を回復するローカル・アベノミクスの実現が不可欠である。これにより、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力ある産業づくりを通じ、若者や女性が「これなら地域に留まりたい」と思うような活力ある地域経済を取り戻すことを目指す。

①各企業・産業における「稼ぐ力」の向上

地域における各企業・産業の「稼ぐ力」の向上を図るため、ものづくり等産業のイノベーション促進（ローカルイノベーション）、地域資源・技術を活用した商品・サービスの販路開拓やブランド化（ローカルブランディング）、サービス産業全体の生産性向上（ローカルサービスの生産性向上）を図るための政策を重点的に実施する。

(7) ローカルイノベーション

地域に、グローバルな展開も視野に入れたイノベーションの創出を進めていくため、①大学、研究機関、企業等の連携による地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステム⁽¹⁰⁾の形成、②国内各分野の先端を支え、地域経済を牽引している地域中核企業⁽¹¹⁾のグローバルイノベーター企業への脱皮、③潜在成長力のある企業⁽¹²⁾の地域中核企業への革新を実現していく。これらを通じて、地域発のグローバルイノベーションを創出する。

【具体的取組】

◎地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成
・地域の実情に応じ、大学、研究機関や企業など地域経済の中核とな

⁽¹⁰⁾ 「イノベーション・エコシステム」とは、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々なプレイヤーが相互に関与し、絶え間なくイノベーションが創出される、生態系システムのような環境・状態をいう。

⁽¹¹⁾ 「地域経済を牽引している地域中核企業」については、例えば、売上高当期純利益率が10%（大企業平均は3.8%）を超える中小企業数が約3,600社、中小企業白書（2014年版）の調査結果により地域経済を牽引しているとされているコネクタール企業⁽¹¹⁾の数が3,621社、経済産業省の各種表彰制度や分析（元気なものづくり中小企業等）の対象が約2,000社あること等から、おおよそ数千社の規模で存在していると推定される。

⁽¹²⁾ 「潜在成長力のある企業」については、例えば、売上高当期純利益率が大企業の平均（平均3.8%）を超える中小企業数が約1.7万社、R&Dを行うなど積極的な投資を行っている中小企業数が把握できている範囲で3.4万社あることから、おおよそ数万社の規模で存在していると推定される。

る主体を中心にしつつも、その連携を担うコーディネーターの組織化・育成・評価の徹底等を行う中で、全国・世界規模での事業化経験を持つ人材の組織的活用、地域外の資源を取り込んだ研究開発、知的財産の活用促進など戦略的な知的財産マネジメントの強化、これらに必要な人材育成や事業化、販路開拓等に総合的に取り組むことを通じて、科学技術を活用した新産業・新事業の創出に取り組む。これらの施策を通じ、グローバルな展開を視野に入れた地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成する。

◎地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮

- ・成果主義の下、いわゆる橋渡し研究機関と地域の中核企業との連携や、目利き人材による企業のニーズと地域の大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること等により、地域における新たな技術・サービスの開発を強化し、地域経済を牽引する地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮・更なる成長に取り組む。
- ・特に、革新的な基礎研究力を有する大学と、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）等の橋渡し研究機関の研究センターが近接し、相互の連携により、技術シーズが中堅・中小・ベンチャー企業を含めた幅広い分野の企業に橋渡しされ、迅速に事業化されるための新たな拠点（オープンイノベーション・アリーナ）を形成する。
- ・国内各分野の先端を行く地域中核企業と産官学金各分野の連携を強化することによって、グローバル市場を含む新たな市場づくりの具体化を図り、各社が個別に取り組んでいては得ることが難しい市場性評価を支え、地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮と更なる成長を促す。

◎潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新

- ・大企業やグローバル市場のニーズに関する情報を地域企業に届け、地域企業の新たな取組を支援する専門人材と事業者のネットワーク化や、起業・創業や事業承継、販路開拓（海外展開を含む）、デザイン開発、商品開発など、様々な角度から地域企業の成長に向けた取組支援体制を整えていくことで、潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新を促す。
- ・その際、国と地方公共団体の役割分担を整理した上で、地方公共団体が、支援分野における民間のノウハウ、ネットワーク等を積極的に活用していくことを促進し、補助金等の切れ目が事業の切れ目とならないよう、自立的に「稼ぐ」地域の取組支援体制の構築を図る。

(イ) ローカルブランディング

地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向けて、地域のしがらみ（横並び意識、横連携の難しさ、世代間の認識のずれ）や人材不足の問題を克服し、戦略策定と事業遂行を適切に行うことで、必要な人材・資金等を域外から積

極的に呼び込めるような環境整備を図る。また、独自の中規模の市場確立⁽¹³⁾に向けた販路開拓やブランド化、地域資源を活用したローカールールジャパンの展開等を進める。

【具体的取組】

◎ブランディング戦略の確立、日本版DMOの育成・支援等

- ・地域に根付く産品や、地域の素材・自然・文化・伝統技術をいかした産品を、海外市場も含めた地域名産品・旅行市場全体の拡大につなげていくような、地域全体としてのブランディング戦略の確立を、ふるさと名産品・旅行券事業や地域の魅力を紹介する放送コンテンツの発信、クールジャパン関連施策等も活用しつつ実現するとともに、地方の名産品等地方独自の魅力を海外に普及・浸透させるべく、在外公館や在京の外交団を通じた外交力を動員した働きかけを行う。また、ビッグデータ等を活用したマーケティング、戦略策定、関係者との合意形成等を行う日本版DMOの育成・支援を図る。
- ・日本版DMOと連携した地元地域金融機関と株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）による民間事業化支援（資金、経営面で観光産業をサポート）の在り方について検討を促す。
- ・他産業との連携を促し、地域資源のブランド化、新たな中規模市場の開拓等に取り組む人材の確保や、官民にまたがる、地域商社⁽¹⁴⁾的機能を有した新たな戦略推進母体の確立を促す。

(ウ) ローカルサービスの生産性向上

「サービス産業チャレンジプログラム」におけるサービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進し、サービス産業全体の生産性向上を図る。

【具体的取組】

◎サービス産業の生産性向上

- ・日本経済再生本部で決定された「サービス産業チャレンジプログラム」におけるサービス産業の生産性向上に向けた各施策を地方において有効に展開するための体制整備（「地方版総合戦略」における対応を含む）を図る。このため、よろず支援拠点、地域金融機関、商工会議所、教育機関、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）等の連携強化を図り、地域のサービス産業プラットフォームを形成する。

⁽¹³⁾ 地域の特性をいかした工芸品、農林水産物、観光資源の多くは、その良さをいかしたままに供給できる量に限界があり、いきなり全国規模のマス市場を狙うと、その性格自体が変わってしまうことがある。語らずともその良さのわかる地元の小規模市場だけでなく、全国規模のマス市場の中に溶け込んでしまうのでもない、その良さを理解できる中規模の市場を、従来の消費市場に加える形で確立していくことは、地域に新たな付加価値をもたらす上で不可欠の取組である。

⁽¹⁴⁾ 「地域商社」とは、地域産品のマーケティングや商流の確保等を生産者に代わって行う事業者をいう。まだ事例は少ないが、官主導型から民主導型までいくつかの類型がある。市場対応の経験値の少ない生産者の弱点を補う役割が期待される。

さらに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。

②地域企業の経営体制の改善・人材確保等

地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転ずることができるよう、地域企業の評価指標の確立、リスク性資金（エクイティファイナンス、メザニンファイナンス）の充実等を進める。また、地域企業における必要な経営改善、事業再生のための抜本的な対応、円滑な事業整理や第二創業等への取組、担保・保証に頼らない融資や資金提供者を通じたガバナンスの強化等を推進する。さらに、各地域においてこうした施策を有効に実施するため、人材の還流や育成を全国で展開する。

あわせて、地域における経営資源の流入や雇用創出を図るべく、外国企業による投資を促す。

【具体的取組】

◎「プロフェッショナル人材」の地方還流

・「プロフェッショナル人材戦略拠点」（以下「人材戦略拠点」という。）を整備・稼働し、経営（サポート）人材のマッチングを行う株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）の子会社や地域金融機関等との連携を促す。人材供給側の企業について、従業員等の幅広いニーズの喚起やセカンドキャリア支援制度との連携を図る。

◎ローカルベンチマーク⁽¹⁵⁾等の整備

・地域企業の経営体制の改善等の観点から、ローカルベンチマークを整備し、地域企業に対する産業・金融の支援策における活用を図る。

◎地域に根付いた技術の継承・高度化等

・農業、建設業など、地域に根付いた産業が培ってきた高度なノウハウ・技術を的確に継承し、その更なる高度化や底上げを図ることによって、引き続き「地域の担い手」として、その持続的役割を果たすことができるよう、人材の育成・活用・処遇改善を進める。

◎リスク性資金の充実

・地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するため、REVIC や独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンド、株式会社商工組合中央金庫によるグローバルニッチトップ企業及び地域の中核を担う企業等に対する長期性資金や株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用等を促す。

・地域金融機関等設立のファンドや DBJ の特定投資業務等を含め、地方向けエクイティファンドの活用を促す。

⁽¹⁵⁾ ローカル経済圏を担う企業に対する経営判断や経営支援等の参考となる評価指標。

◎創業支援・起業教育

- ・創業者向けの円滑な資金供給及び創業マインドの向上を促進するため、株式会社日本政策金融公庫などの創業者向け融資等の一層の活用や起業教育の充実を図る。

◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- ・事業承継の機会をとらえて、地域企業が新たな事業展開や必要な経営改善等に取り組むことを促進する観点から、事業引継ぎ支援センターの拡充や地域金融機関との連携強化等を図る。また、地域の中小企業・小規模事業者が抜本的な事業再生のための対策を策定できるよう中小企業再生支援協議会の支援を強化する。

◎円滑な事業整理のための支援

- ・円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備資金融資、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により、廃業しやすい環境の整備を行うとともに、地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促す。

◎地域における対内直接投資の拡大

- ・外国企業の投資による新たな経営資源の流入や地域の雇用創出を促すため、意欲のある地方公共団体と国及びジェトロとが連携して、地域におけるビジネス環境の改善や誘致活動（誘致戦略策定、情報発信、個別案件誘致等）の強化を図る。

③地域全体のマネジメント力の向上

地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化する。サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上においては、都市のコンパクト化・ネットワーク化に向けたまちづくりと連動した産業戦略を確立する。

【具体的取組】

◎地域企業・産業の成長戦略策定促進

- ・人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

◎官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立

- ・各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、観光における日本版DMO、産業クラスター戦略における「クラスターマネジメント法人」など、

官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促し、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図る。

◎都市のコンパクト化等

- ・都市のコンパクト化等においては、戦略の企画や策定の段階から、各都市で事業活動を行う地域経済界や、金融機関等必要な投融資を行う主体の参画を促す。また、必要な規制緩和も含め民間投資の促進策を検討し、実施する。

④地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上

地域における産業の活性化と生活の質の向上に当たっては、情報通信技術（IT）が有効な手段であり、「地方創生 IT 利活用促進プラン」に基づき、変革意欲のある地方公共団体に対して、持続可能で挑戦的な取組を支援し、全国展開する。

【具体的取組】

◎情報共有基盤の整備による IT 利活用事例の横展開等

- ・国や地方公共団体等間における IT 利活用の取組を共有し、意見交換ができる場を構築する。これにより、鳥獣被害対策等の優良な IT 利活用事例の横展開や、IT 利活用に必要なガイドライン等の普及展開等を推進する。

◎IT 人材支援や、ふるさとテレワーク等の推進による産業活性化支援

- ・IT 利活用を支える人材支援を強化するため、政府 CIO、成功経験者等の派遣による支援や、企業や雇用の地方への流れを促すふるさとテレワーク等による働き方改革、地域 IT 企業スタートアップファンド創設等による産業活性化支援を推進する。

◎IT 利活用加速化に向けた制度見直しの推進

- ・マイナンバー制度の運用開始などの制度的、技術的環境の進展を踏まえ、地域での IT 利活用を加速させる観点から、利活用促進を阻害する要因の解消も含め、新たな法律の制定も視野に入れる。

⑤地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、雇用や所得の充実とエネルギー価格の変動等にも強い地域への転換を図る。

【具体的取組】

◎地域の総力を挙げた取組

- ・生産性の高い新事業を立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」、バイオマスなどの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、地方公共団体が保有する公共施設や情報システムを活用して地域産業の生産性向上を

支援する「自治体インフラの民間開放」などの地域経済の好循環拡大の取組について、地方公共団体と産官学金労言との連携を含めて体制を整備し、地域の総力を挙げて取り組む。

◎「地域経済の見える化」の推進

・「地域経済の見える化」を図るため、地域経済循環分析や地域経済の将来予測分析等に関しては、地域経済循環分析 DBJ 有識者検討会や内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局等において有識者を交えて検討し、官民ビッグデータへの盛り込みなどの整備を図る。

⑥総合的な支援体制の改善

(1) の重点施策を含め関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合的な支援体制の整備・改善を進める。

【具体的取組】

◎労働生産性等の地域別・業種別把握

・日本経済再生本部と連携しつつ、地域別・業種別の生産性等の実態把握の体制を強化し、付加価値の向上を中心とした労働生産性の向上という基本的な指標を軸に、産官学金労言の関係者が、(1) の各施策を含めた政策成果や原因分析を共有できるような効果測定指標の体系的整備を図る。

◎地域経済の中核となる地方の中堅・中小企業の域外市場展開と「稼ぐ力」の向上

・域外需要を取り込む可能性を秘めた地方の中核となる製造業、サービス業、農林水産業などの分野の中堅・中小企業の域外市場展開を応援し「稼ぐ力」の向上を図るべく、「産業・金融一体となった総合支援体制の整備」(「地域企業応援パッケージ」)の一環として、平成26年12月に内閣官房を中心に関係省庁でとりまとめた「地方の中核となる中堅・中小企業への支援パッケージ」に基づき、一貫した支援を実施する。また、これら支援策について、中堅・中小企業へのネットワークを有する全国各地の経済団体、金融機関、大学等に対して周知し、連携を図る。

◎民間金融機関と政府系金融機関との連携強化

・創業支援等の分野において、地域における金融機能の高度化を図る等の観点から、民間金融機関と政府系金融機関との具体的な協働案件の発掘、組成を通じたノウハウシェアなどの連携を促進する。このため、政府の支援体制の整備を進める。

◎「地域企業応援パッケージ」のPDCAサイクルの確立

・国の「総合戦略」に盛り込んだ「産業・金融一体となった総合支援体制の整備」(「地域企業応援パッケージ」)について、(1) の各施策を踏まえ見直しを行う。あわせて、同パッケージの成果や地域企

業、地方公共団体、地域金融機関等の利用者目線に基づく継続的な改善を行う（PDCA サイクルの確立）。

- ・「地方版総合戦略」の策定プロセスにおいて、地方公共団体が（１）の各施策に関する戦略を的確に策定・実施するため、国の人的支援や財政上の支援体制を整備するとともに、地域金融機関にこうした地方公共団体の取組を支援するよう促す。
- ・各地域の実情に応じ、関係支援策等の可能な限りのワンストップ化を進めつつ、「地域企業応援パッケージ」における支援策の内容やその具体的な活用方法について、地域金融機関への更なる周知を図る。

（２）観光業を強化する地域における連携体制の構築

地域の観光振興を戦略的に推進する専門的な組織として日本版 DMO を確立するとともに、日本版 DMO が観光産業だけでなく農林水産物、伝統的工芸品、自然、文化、芸術、スポーツなどの地域資源を活用する多様な主体をまとめる役割も同時に果たすことで、これら地域資源及び観光産業の付加価値の向上による地域経済全体の活性化を図ることが重要である。

訪日外国人旅行者を地方に呼び込むため、地域の観光資源を総合的にプロデュース・マーケティングする体制を整備し、ジオパーク、森里川海などの価値ある自然などの資源を活用したコンテンツの磨き上げや、「地域の食」といった地域資源をいかしたコンテンツのブランド化、戦略的プロモーションにより、農林水産物・食品輸出を拡大することが求められる。また、訪日外国人旅行者の滞在中の消費喚起促進・利便性向上等のための受入環境の整備が必要である。

①日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進

ビッグデータ等を活用したマーケティング、KPI 設定・PDCA サイクル確立等による戦略策定、関係者の合意形成を行う日本版 DMO の確立により、地域ブランドの構築や当該ブランドに合った新たな地域産品の創出等の新しい効果を生み出し、地域産業全体に大きな効果を創出する。

【具体的取組】

◎日本版 DMO の育成・支援

- ・欧米の先進事例も踏まえ、望ましい機能を備えた日本版 DMO を早急に育成する。
- ・日本版 DMO は、各地域の実情を踏まえ、各市町村・都道府県単位のもの、広域にまたがるものの双方を想定した上で、機能及び組織体制を３段階に分類し、地域に最適な日本版 DMO を育成する。
- ・５年以内に、レベル３を５～１０か所程度、レベル２は１０～３０か所、レベル１は５０か所程度構築する（各レベルについては「まち・ひ

と・しごと創生基本方針検討チーム報告書」(平成27年6月12日)を踏まえ設定)。

- ・国は、日本版DMOの形成に向けて、総合的かつレベルに応じた段階的な支援措置を実施する。
- ・優良事例の展開等や、地域金融機関による積極的な関与等を促す。
- ・日本版DMOの取組を先導するための人材育成を支援するとともに、人材マッチングの仕組みを創出する。
- ・農林水産業をはじめとした他産業と連携した地域資源のブランド化、新たな中規模市場の開拓等に取り組む人材を確保する。

②地域の資源を活用したコンテンツづくり

観光戦略と連携した地域の特色ある地域製品のブランド化、受入地域のマネジメント強化、戦略的プロモーション、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備を更に進めていく。

【具体的取組】

◎多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

- ・観光戦略と連携し、ブランド価値のある食を提供する。ハラル対応など訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境を整備する。
- ・受入地域のマネジメント強化を図る(農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質管理)。
- ・地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーションを推進する。
- ・周辺産業との連携を図りながら、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等を推進する。
- ・地域スポーツコミッション⁽¹⁶⁾、日本遺産や文化プログラム⁽¹⁷⁾などの文化資源の活用を図る。
- ・「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用し、地域の農林水産物や特産品の販売を促進する。
- ・「ホストシティ・タウン構想⁽¹⁸⁾」を推進し、多様で豊かな地域の特色づくりを促進する。
- ・REVICと地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドの活用を図る。

⁽¹⁶⁾ 地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業(スポーツ産業、観光産業等)、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織。

⁽¹⁷⁾ 「オリンピック憲章」第5章第39条において、オリンピック競技大会組織委員会が、短くともオリンピック村の開村期間に計画しなければならないとされている複数の文化イベントのプログラムのこと。

⁽¹⁸⁾ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、全国の地方公共団体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国・グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、政府全体で推進する取組。

③観光消費拡大等のための受入環境整備

訪日外国人旅行者数の増加を国内における消費の拡大につなげていくことが重要であり、都市部だけでなく地方へも広げていくための受入環境整備を進めていく。また、観光産業における外国人材の活用や、訪日外国人旅行者の出入国を円滑かつ快適に行えるようにする。

【具体的取組】

◎外国人旅行者の利便性向上のための受入環境整備

- ・ 地方におけるクレジットカード利用可能店舗の拡大を促進するとともに、当該店舗における多言語対応を推進する。あわせて、小売店等における商品説明等の多言語対応を推進する。
- ・ 地方公共団体が独自に育成する「地域ガイド制度」を導入する。
- ・ 海外発行クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置促進等を進める。
- ・ 商店街や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用を促進する。
- ・ 関係者の連携による無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進する。
- ・ 訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供する「道の駅」を拡大する。
- ・ 地方発着の訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、地方空港・港湾における CIQ（税関・出入国管理・検疫）の充実を図り、必要な体制の整備を推進する。この際、航空・鉄道などの各交通モードの特性をいかして連携を強化する。

(3) 農林水産業の成長産業化

農林水産業を若者や女性にも魅力ある基幹産業としていくため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、他の産業分野と連携して生産性を向上させ、農林水産業の成長産業化を推進する必要がある。

①需要フロンティアの拡大⁽¹⁹⁾、バリューチェーン⁽²⁰⁾の構築

農林水産物の輸出額目標 1 兆円に向けて一層の輸出環境の整備を図るとともに、高品質・安全・安心な我が国の農林水産物・食品の強みをいかして、食文化・食産業の海外展開に向けた需要を生み出す。さらに、6次産業化目標 10 兆円を実現するため、他産業との連携の加速化や、インバウンド需要の取り込みなど観光との連携を強化する。

⁽¹⁹⁾ 国内外に、日本の農林水産物・食品の強みをいかせる市場を創造し、需要を拡大すること。

⁽²⁰⁾ ここで言うバリューチェーンとは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせることで、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

【具体的取組】

◎農林水産物の輸出の促進等

- ・日本発の国際的に通用する規格や認証の仕組みの構築に向けた取組、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化の推進等を図る。
- ・輸出先国の規制など阻害要因となっている課題を洗い出し、改善に向けた対応状況と展望を明らかにした農林水産物・食品輸出環境課題レポートを毎年作成し、課題解決に向けた取組を、優先順位を付けながら計画的に推進する。また、疾病発生時でも輸出停止地域を限定するなど畜産物輸出を継続できる体制を構築する。
- ・観光戦略と連携したブランド価値のある食の情報発信など、インバウンド対応と輸出促進を一体的に推進する。

◎6次産業化の推進等

- ・農業と異業種との多様な連携による積極的な農業投資を実現するため、連携の態様に応じた株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）や独立行政法人中小企業基盤整備機構からの出資等、さらに株式会社海外需要開拓支援機構も活用した適切な支援を促進する。
- ・ロボット技術やIT等の先端技術の導入など他産業と連携した農業生産の効率化・高付加価値化を推進する。

②農業生産現場の強化等

米の生産調整の見直しに向け、米政策改革を着実に実施する。また、法人経営体数の更なる増加を図りつつ、世代間バランスの取れた農業就業構造実現のため、青年層の農業就業者を増加させていくとともに、農業生産性向上のため、農地の利用集積等を加速させる。鳥獣害対策を一層強力に推進する。

【具体的取組】

◎米政策改革の推進

- ・スケジュールに沿って米政策改革を着実に実施するとともに、複数年契約の拡大、現物市場の活性化等により米の安定取引を推進する。

◎担い手の育成等による生産性の向上

- ・農業経営の法人化の一層の推進を図るとともに、農業法人への雇用就農者の確保や新規就農者の定着の推進、農業大学校・農業高校等の卒業生の就農促進、農業界と産業界が連携した研修教育等の充実による経営感覚を持った人材の育成、農業法人への他産業からの人材活用、経営能力の客観的な評価や事業性評価に基づく融資の検討等により農業の担い手を育成・確保する。
- ・農地中間管理機構や、土地改良の一層の推進を通じた大区画化・汎用化等による農地集積を更に加速させるため、所要の施策を改善する。

◎鳥獣害対策の強化

- ・捕獲事業の強化、捕獲従事者の育成・確保、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）等の利用の推進など、鳥獣害対策を強力に推進する。

③林業の成長産業化

建築物の木造化・木質化を推進するため、CLT⁽²¹⁾等の開発・普及、公共建築物の木造化等の促進を一層強化する。また、森林資源のフル活用に向けて、製材品や集成材、合板、木質バイオマス利用などのバランスの取れた需要を創出し、需要に応じた国産材の安定供給体制を確立する。さらに、我が国の特性に対応した技術開発等により生産性の向上を図るとともに、自伐林家⁽²²⁾を含む多様な担い手の育成・確保を進める。

【具体的取組】

◎木材需要の拡大

- ・CLTの普及に向けたロードマップに基づき、一般的な設計法の確立、生産体制の整備等を着実に推進するとともに、需要の創出を図る。
- ・公共建築物の木造化等の促進について、各省庁の木材利用計画を見直すとともに、コスト抑制に配慮した木造建築事例等の周知、地域材利用の促進、設計者等の担い手の育成や木質耐火部材等の開発・普及を図る。また、住宅分野における地域材の利用の拡大や、低層非住宅分野等の木造化・木質化を推進する。
- ・地域密着型の発電・熱利用、大規模発電所等の混焼による木質バイオマスの持続可能な利用を促進する。
- ・需給情報の共有化を図るとともに、効率的な加工・流通施設の整備など、需要に応じた国産材の安定供給体制の構築を図る。

◎林業生産性の向上

- ・産業界と連携した国産林業機械の開発と効率的・計画的な路網整備、ITの活用等により生産性を大幅に向上させる。

◎林業の担い手の育成・研修等

- ・自伐林家を含む多様な林業の担い手の育成・確保を図るため、林業を学ぶ高校生等に対する専門教育の充実等による林業関係への就職・進学増加、女性が働きやすい環境整備、自伐林家が施業に参加しやすくなるような技術指導の推進を図る。

④漁業の持続的発展

低位又は減少傾向にある漁業資源の積極的な管理の実施など漁業資源管理の高度化を図る。また、水産物輸出の拡大を確かなものとするとともに、浜の所得向上に向け「浜の活力再生プラン」を実効的なものとする。

⁽²¹⁾ Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

⁽²²⁾ 主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

【具体的取組】

◎漁業資源管理の高度化

- ・ 漁業資源について、正確な事実認識を関係者間で共有するため、高精度の資源調査・評価を実施し、情報提供を行う。資源状況や漁業実態を踏まえつつ、低位又は減少傾向にある漁業資源について、より積極的な資源管理を実施する。TAC⁽²³⁾の適切な設定、TAC等数量管理対象魚種の追加の検討を行うほか、IQ⁽²⁴⁾方式について、試験導入の成果等を踏まえ、段階的な活用を進める。

◎水産物輸出の拡大

- ・ 水産物輸出の拡大を図るため、水産庁によるEU向けHACCP⁽²⁵⁾認定、施設整備支援等を推進する。

◎浜の所得向上

- ・ 複数の浜が連携して共同で、新技術等も活用しながら地域ブランドの確立・販路の開拓の推進や漁港・産地市場、加工・冷凍施設等の機能再編等を行う「広域浜プラン」の策定を促進する。
- ・ 漁船漁業の収益性の向上に向け、省エネ型高性能漁船の導入等による収益力ある生産・操業体制への転換を図るとともに、低魚粉飼料の開発など養殖業のコスト削減を推進する。

(4)「プロフェッショナル人材」の確保等

地域が有する、未活用の技術やノウハウ、自然をはじめとした様々な資源の可能性を开花させ、個々の中小企業の事業革新、地域経済全体の活性化を実現するための人材を確保することが必要である。

①「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備

個々の企業が、その経営体質強化を含め、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていきやすくなるような環境を整え、その戦略的取組の具体化と、そのために必要となる「プロフェッショナル人材」の確保を更に強力に促していく。

【具体的取組】

◎「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備及び関係者間の連携

- ・ 各地域に「人材戦略拠点」を設置し、地域の中小企業の経営者に対し、成長や経営体質強化の可能性について意欲を喚起しつつその実

⁽²³⁾ Total Allowable Catch の略。漁獲可能量。

⁽²⁴⁾ Individual Quota の略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

⁽²⁵⁾ Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品安全のための工程管理システムのこと。食品の製造工程で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、安全な製品を製造する上で特に重要な工程を重要管理点 (Critical Control Point) と定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保するもの。

践をサポートしていくため、都市部の「プロフェッショナル人材」に対する多様な就業機会の提供を通じて地方への還流を着実に促していく。その際、「人材戦略拠点」は、REVIC 子会社、地域金融機関、民間人材ビジネス事業者等と、それぞれが担う役割を踏まえて、密接な連携を図るものとする。加えて、セカンドキャリア支援制度を設けている人材供給側の企業とも連携を図っていく。

◎REVIC 子会社によるパイロット事業の展開

- ・地域金融機関が関与し、「攻めの経営」や経営改善を図ろうとする地域の中小企業に対し、REVIC の子会社が、経営診断やアドバイスなどのコンサルティングを行いつつ、経営（サポート）人材をマッチングし、パイロット事業を各地域において展開していく。

◎プロフェッショナル人材戦略に関する全国的なネットワーク整備

- ・各地域の「プロフェッショナル人材戦略マネージャー」をネットワーク化し、加えて、互いに協力・連携できるよう、全国的なネットワーク組織を協議会形式で設立する。
- ・同協議会は、REVIC 子会社等と密接に連携しながら、全国の人材市場全体に対する地方創生市場の魅力のアピール、各「人材戦略拠点」の知恵の共有と協力の推進、金融機関及びターンアラウンド・事業承継などの支援を行う事業者との効果的な連携促進などの機能を担う。
- ・また、「プロフェッショナル人材」の地方への還流促進に向けた、UIJ ターン助成制度の有効な活用や、政府・地方公共団体が展開する様々な施策との効果的な連動や活用についても検討を行い、その具体的な手法等について各「人材戦略拠点」への普及を図る。

②人材還流政策間の連携強化

「プロフェッショナル人材事業」を含む人材還流政策の制度設計・運用については、サービスを利用する側に立ち、1か所で関係情報やサービスが得られるようワンストップ化されていることが重要であり、そのための各事業間の連携を促す。特に、地域の相談窓口の現場においては、各事業の実施者や地域の民間支援事業者等が連携を図ることができるようにする。

【具体的取組】

◎地域の連絡体制の整備

- ・各人材還流政策を所管する関係府省庁が、密に連携し、真に利用者にとって分かりやすい窓口機能を設定するとともに、セミナー、研修等に係るワンストップサービスの提供を推進する。
- ・各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、地域しごと支援センターの機能等を踏まえつつ、各都道府県単位の「人材還流政策連絡会（仮称）」を整備していく。

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方移住の支援

地方移住を希望する国民の様々なニーズに応えるため、地方移住についての支援施策の体系的・一体的推進と地方居住推進の国民的な気運の醸成を図ることが必要である。そのため、地方移住を考える人への仕事・住居・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させるとともに、地方居住の推進に向けた国民的な気運を更に高める。

【具体的取組】

◎地方移住希望者への支援

- ・「移住・交流情報ガーデン」⁽²⁶⁾、「全国移住ナビ」⁽²⁷⁾のコンテンツの充実に向けた取組を進める。

◎地方居住の気運の醸成

- ・「『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議」⁽²⁸⁾行動宣言に基づき、地方居住推進に向けた国民的な気運を高めるための運動を展開する。また、都市農村交流を推進する。さらに、「地域おこし協力隊」を拡充する。

(2) 「日本版 CCRC」構想の推進

高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点や、高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流を支援する観点から、日本版 CCRC 構想を推進する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。

なお、日本版 CCRC 構想は、あくまでも地方への住み替えの意向のある高齢者の希望実現を図る選択肢の一つとして推進するものであり、高齢者の意向に反し移住を進めるものではない。

【具体的取組】

◎「日本版 CCRC」構想の推進

- ・日本版 CCRC 構想有識者会議において取りまとめられた「日本版 CCRC 構想（素案）」を踏まえ、日本版 CCRC 構想の具体的内容や政策支援の在り方を内容とする中間報告につき、今年夏の取りまとめに向けて検討を進め、成案を得る。その後、更なる検討を進め、年末に最終

⁽²⁶⁾ 政府が設置した地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口。

⁽²⁷⁾ 政府が整備した生活情報、求人情報等地方移住に必要となる情報の一元的な情報提供システム。

⁽²⁸⁾ 地方居住の推進に向けた気運を高め、国民的な運動として展開するため、産官学金労言とその他各層からの参加を得て、民間有志の主導により、平成 27 年 5 月 27 日に発足した。

報告を取りまとめ、遅くとも来年度中に、日本版 CCRC 推進の意向のある地方公共団体において、モデル事業を開始する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において、地方大学等における生涯学習や、地域社会との共働、多世代との交流等を通じて健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。

- ・既存の個別施策・事業を単に組み合わせるだけでなく、ハード・ソフト両面について、全般的・総合的に開発・調整を担う「司令塔機能」の充実（コミュニティの核となる司令塔機能の整備やコーディネート人材の養成・配置等）等について更に検討を進め、結論を得る。
- ・日本版 CCRC は、東京圏等からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流等を支援する取組として有用であることから、そうした点も重視する。
- ・日本版 CCRC 構想を推進していくため、現行の支援制度等に加えて、更なる支援策の在り方（地方創生特区、制度改正、移住・住み替え支援策等）についても、地方公共団体や関係事業主体の意見も聞きながら検討を進め、結論を得る。
- ・地方公共団体に対して、日本版 CCRC 構想の検討状況等について必要な情報提供を行い、各地域における早期の事業具体化に向けて、相談や協議を進めるとともに、遅くとも来年度中に、モデル事業の実施など各種の政策支援を講じる。

(3) 企業の地方拠点強化等

地方での安定した良質な雇用を確保するため、地域再生法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 49 号）（以下「改正地域再生法」という。）に基づく地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置付けるとともに、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を速やかに開始する。

【具体的取組】

◎税制上の支援措置等の運用に向けた政省令等の整備

- ・税制上の支援措置等の速やかな運用開始に向け、必要な制度整備を行う。

◎都道府県等への情報提供

- ・都道府県等が地域再生計画策定の検討を行い、事業者への働きかけ等を行う上で必要な情報を十分かつ適切に提供する。

◎事業者等に対する支援

- ・ 広報媒体や経済団体等を通じ、本税制等の目的・内容について広く周知を図るとともに、本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行う。

(4) 政府関係機関の地方移転

政府関係機関の中で地方が目指す発展に資する機関について、道府県等からの提案（平成27年8月期限）を受け、必要性・効果等について検証した上で地方への移転を進める⁽²⁹⁾。

【具体的取組】

◎政府関係機関移転の適切な推進

- ・ 引き続き、道府県等が検討を行う上で必要な情報の提供を行うなど丁寧に対応していく。
- ・ 各道府県等から出された提案について、その必要性、効果、機能の確保等について当該道府県等や関係政府機関・所管府省庁その他の関係者の意見を聞き、論点を整理した上で、財政負担や制度的検討の必要性、提案する道府県等と関係府省庁等の双方の見解等を踏まえ、必要に応じて有識者等の意見を聞くなど、公平性・透明性のあるプロセスの下で検討を行い、本年度末までに決定する。可能なものについては前倒しで実施する。

(5) 地方大学等の活性化

意欲と能力のある若者が地域に残り活躍する環境を実現するためには、雇用の創出に加え、地方大学等が一層活性化し、より多くの若者を惹きつける魅力ある存在となることが重要である。

①知の拠点としての地方大学強化プラン

地域ニーズに対応した高等教育機関の機能を高めるため、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方の課題の解決に貢献する取組を促進する。

【具体的取組】

◎地（知）の拠点としての大学等の機能強化

- ・ 平成27年度より新たに実施している「地（知）の拠点大学による地

⁽²⁹⁾ 現在道府県等において誘致提案を検討中であるが、既に東京圏以外に所在する機関への東京圏からの小規模な機能移転については、これらによらず、当該機関が所在する市町村が機関誘致の提案をすることもできるものとしている。

方創生推進事業（COC+）」⁽³⁰⁾により、若年層の地元定着を引き続き促進する。

◎地域活性化に貢献する国立大学の取組への支援

- ・第3期中期目標期間（平成28年度～平成33年度）における国立大学法人運営費交付金の在り方に関して検討を行った有識者会議の審議まとめ（平成27年6月）では、機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組み⁽³¹⁾を設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援することとされている。これを踏まえ、その在り方について検討を行う。このほか、国立大学法人評価において、第2期中期目標期間に引き続き、各大学の社会との連携や社会貢献等に関する目標の達成状況について評価することとしている。

◎地域活性化に貢献する私立大学等の取組への支援

- ・私立大学等改革総合支援事業（うち地域発展タイプ）、私立大学等経営強化集中支援事業及び地方の職を支える人材育成事業を実施し、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進する。

◎日本版 CCRC 構想の推進のための地方大学等との連携

- ・日本版 CCRC 構想の推進においては、地方の大学等との連携による生涯学習の機会の提供やアクティブ・シニアによる学生への指導等の場づくりなどソフト面の在り方についても、他の施策等と一体的に更なる検討を進め、成案を得る。

②地元学生定着促進プラン

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を推進するとともに、地元就職につながるキャリア教育や、地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力を強化する。

【具体的取組】

◎大学生等の地元定着の促進

- ・地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成

⁽³⁰⁾ 「地域のための大学」として、各大学が地方公共団体と連携して地域課題の解決に取り組む「地（知）の拠点整備事業（大学COC（Center of Community）事業）」を発展的に見直し、平成27年度より実施。各々の強みをもつ複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、人材を受け入れる地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と協働し、それぞれが強みをいかして雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む事業。

⁽³¹⁾ 機能強化の方向性に応じた三つの重点支援の枠組みの一つに、主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色ある分野で世界的・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援する枠組みを設けることとされている。

や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。

- ・私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化⁽³²⁾等を本年中に措置することを通じ、大学等における入学定員超過の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。

◎学校を核とした地域力の強化

- ・全公立小・中学校区において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等の取組を一層促進するとともに、今後の学校と地域の連携・協働の在り方や推進方策等について検討を進め、結論を得る。
- ・農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。
- ・都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザー⁽³³⁾を配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進する。

③地域人材育成プラン

大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する。

【具体的取組】

◎地域産業を担う専門的職業人材の育成

- ・地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が各々の地方の高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度設計に向けて結論を得るべく検討を進める。
- ・大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度を創設し、地域を担う社会人の学び直しを促進する。

⁽³²⁾ 例えば、私立大学等経常費補助金の交付に当たっては、現在、収容定員8,000人以上の大規模大学では1.2倍以上、それ以外では1.3倍以上の入学定員超過があった場合、その大学又は学部に対する補助金を全額不交付とする基準を設定している。当該基準を収容定員8,000人以上の大規模大学については1.1倍以上、収容定員8,000人未満4,000人以上の中規模大学については1.2倍以上と厳格化する（平成30年度までに段階的に実施）。さらに、収容定員の規模にかかわらず、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する（平成31年度に実施）。

⁽³³⁾ キャリアコンサルタントの資格を持つ者等であって、生徒の地元産業に対する理解促進やそこでのインターンシップ等を推進する者。

- ・地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとした高等学校の取組の推進については、以下の通りとする。
 - －国立高等専門学校において、社会的な要請が強く、人材育成が喫緊の課題となっている情報セキュリティ、海洋、ロボット、航空整備技術に係る人材育成の取組を支援する。
 - －「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業及び職業実践専門課程⁽³⁴⁾の認定制度等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の育成を推進する。
- ・全国産業教育フェア等を通じ、専門高校等の取組や生徒の学習成果を広くPRする。

◎地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成

- ・大学生や高校生等を対象とした「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、特に、平成 27 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成を一層促進する。また、地域の大学等が地方公共団体等と協力して行う外国人留学生の住環境の整備や就職支援等に関する先行的取組を支援する。さらに、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。
- ・国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア・ディプロマ・プログラム⁽³⁵⁾）については、科目の一部を日本語で実施しても認定可能となるプログラムの開発に引き続き取り組む。

⁽³⁴⁾ 専門学校において、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について企業等と連携しつつ組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣が認定する課程。平成 26 年度から実施されており、673 校、2,042 学科（平成 27 年 2 月 17 日現在）が認定を受けている。（参考：平成 26 年度における専門学校の学校数・学科数は、2,814 校、8,166 学科）

⁽³⁵⁾ 国際バカロレアは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラム。このうち、16 歳～19 歳を対象とする 2 年間のカリキュラムであるディプロマ・プログラムでは、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能（原則として、英語、フランス語又はスペイン語で実施。平成 27 年 5 月 1 日現在、日本国内での認定校は 25 校。）。

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地域によって出生率は大きく異なっており⁽³⁶⁾、出生率に関する各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」には地域差があり、地域によって異なる男女の週当たり労働時間などの働き方や、いわゆる「年収300万円の壁」とされる若い世代の経済的安定がその背景と考えられる。これまでの少子化対策は、国全体にわたる画一的な対策が中心となっており、地域性が乏しい面もあった。効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した施策の展開が求められる。

また、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）と連携した少子化対策を、国と地方公共団体が連携し、地域の実情に即した取組を強化しながら、総合的に推進する。

①地域の「見える化」の推進（「地域指標」の公表）

「地域アプローチ」の観点から、地域における出生率に関する状況やこれに大きな影響を与える「働き方」に関する実態を地域別に分析した「地域指標」を作成・公表するとともに、地域における先駆的・優良事例の横展開を推進する。

【具体的取組】

◎「地域アプローチ」・「地域少子化・働き方指標」・「見える化」

・「地域アプローチ」は、個々の地域において、その特性や課題に即してきめ細かな少子化対策を推進するものである。これを支援する観点から、国においては、少子化対策の重要性や方向性を示す出生率に関する各指標（地域別出生率、出生順位ごとの母の平均年齢・出生率、未婚率と有配偶出生率の状況、若年女性集中度、若年女性転入超過状況等）やこれに大きな影響を与える「働き方」に関する実態を地域別に分析した「地域少子化・働き方指標」を作成・公表するとともに、地域において出生率改善を目指す先駆的・優良事例の横展開を推し進めていく。

②地域の実情に即した「働き方改革」

「地方版総合戦略」策定の推進組織において労働関係者の参画が乏しい地方公共団体もあり、地域において「縦割り」が存在している。各主体が連携しながら、地域の実情に応じた「地域アプローチ」による働き方改革の取組を行い、全国に広げていくことが求められる。

⁽³⁶⁾ 平成20年～平成24年の市町村（特別区を含む。）別の合計特殊出生率では、1.80以上が120団体、うち2.00以上が27団体ある一方で、1.00未満が12団体となっている。（厚生労働省「平成20年～平成24年 人口動態保健所・市区町村別統計」による公表値（小数点以下2桁まで）により集計したもの。）

【具体的取組】

◎地域の实情に応じた取組を可能とする枠組みの構築

- ・地域において、女性・若者を含めた多様な主体の活躍促進に寄与し、地域で「質の高い雇用の場をつくり出す」ために、地方公共団体がリーダーシップを発揮し、関係者がネットワークを構築して連携し取り組むことを促進するための仕組みを構築する。

③地域における先駆的・優良事例の横展開

地方においては、働きながら子育てすることに関して、企業の意識が必ずしも高いとはいえない場合があるほか、ロールモデルが少ないなどの地方独特の課題が存在するとの指摘がある。働き方の問題は大都市部や大企業だけの問題ではなく、地方や中小企業においても重要であり、結婚・出産・子育て支援への積極的な取組や働き方改革を行っている企業の把握・周知を図るとともに、きめ細かく評価（表彰・広報）を行い、横展開を図る。

【具体的取組】

◎地域の取組の支援

- ・地方公共団体が働きやすい企業を周知・広報し、地域での横展開に向けた取組を実施することが効果的である。地方公共団体独自の先進的な取組に着手しているところも見られ⁽³⁷⁾、こうした地方公共団体の創意工夫をいかした取組を支援する。

④少子化対策の効果検証

地方公共団体が講じた少子化対策が実際にどのような効果を上げたか、データに基づいて専門的に検証する。

【具体的取組】

◎「地域少子化対策検証プロジェクト（仮称）」

- ・国において、趣旨に賛同する地方公共団体の参加を得て、専門家から成る「地域少子化対策検証プロジェクト（仮称）」を立ち上げ、様々な地域を網羅した分析や効果検証を行いながら、地域特性に対応した少子化対策モデルの構築と普及に取り組む。

（２）出産・子育て支援

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。産休

⁽³⁷⁾ 例えば、福井県では、従業員の子ども数が多い企業は、子育て支援に理解があり、従業員が子育てしやすい職場環境にあるとの考えから、平成 23 年度から全国に先駆け、「企業の合計特殊子宝率（愛称：企業子宝率）」の調査を県内の事業所を対象に実施している。そして、企業子宝率、子育て支援の取組がともに評価できる企業を「子育てモデル企業」として認定し、認定マークの使用や福井県の補助事業等選定における加点・県融資制度における優遇などの支援を実施している。

中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、産科医の地域偏在が見込まれる中、地域における周産期医療体制の確保を図ることが重要である。加えて、理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

①妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、「子育て世代包括支援センター」の設置を全国展開に向けて推進する。

【具体的取組】

◎「子育て世代包括支援センター」の整備

- ・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を図るとともに、保健師などの専門職等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援の実施を図る。「子育て世代包括支援センター」を平成27年度中に150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。

②「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施等

子育てをめぐる環境が大きく変化する中、平成27年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」について、財源を確保しつつ、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図る。また、住民のニーズに基づき、全ての子育て家庭への子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備を図る。

【具体的取組】

◎子ども・子育て支援の更なる充実

- ・「子ども・子育て支援新制度」を通じて、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」（待機児童の解消に向けた保育の受け皿の確保や身近な子育て支援サービスの提供）及び「質の向上」（職員の配置や処遇の改善等）を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。また、そのために必要な1兆円超の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず子どもを受け入れられるとともに、地域において子育て支援を提供する認定こども園については、最終的には地域、事業者の選択に委ねることとしているが、認定こども園への移行などの希

望をかなえるための支援を通じて、その普及を図る。

- ・都市部のみならず様々な地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実に向けて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を提供する。
- ・財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。

③周産期医療の提供体制の確保

産科医数の地域ごとの検証や産科医の地域偏在の是正に関する取組を進めるとともに、女性医師が勤務を継続できる体制を整備する。また、産科診療所勤務の医師が高齢化により離職するといった状況を見据え、周産期医療提供体制の確保を図る。

【具体的取組】

◎地域における周産期医療提供体制の確保

- ・産科医の育成・増加策や、産科医の地域偏在の是正に関する施策、地域の産科病院の基幹化、妊婦健診施設と分娩施設間の連携強化、中核病院や大学病院等から産科医不足地域への産科医派遣の支援などの対応を進めていく。
- ・加えて、院内保育、夜間保育、病児保育、復職支援等の充実等により女性医師が継続的に就労できる勤務環境を確保していく。
- ・地域における周産期医療提供体制や妊娠・出産支援の在り方について検討するため、有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、こうした課題に対応していく。

(3) 働き方改革

地域における働き方改革は、①少子化対策として仕事と子育ての両立を可能にする、②労働力人口が減少する中で、地域で女性が意欲と能力をいかして活躍できるようにする、③女性のみならず、若者・高齢者・障害者・ひとり親家庭の親・生活困窮者等が、地域において仕事の場で活躍できるようにする、という基本的視点の下に行われる必要がある。

①若い世代の経済的安定

初婚年齢や第1子出産年齢の上昇、若い世代での未婚率の増加が少子化の大きな要因となっている。このため、若い世代の経済的基盤を安定させ、結婚・出産の希望が実現できる環境を整える。また、非正規の職に就いている人々に関し、本人の希望に即した形での正社員化を推進する。

【具体的取組】

◎若者雇用対策等の推進

- ・ 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（若者雇用促進法案、平成 27 年 3 月 17 日閣議決定）の成立後、これに基づく取組を行うとともに、新卒者等への就職支援、フリーター等の正規雇用化支援を通じた環境整備を行う。
- ・ 正社員転換・雇用管理改善等を推進し、地域の企業のニーズに応じた支援を実施する。

②国による支援

大都市か地方かにかかわらず、依然として女性は仕事か子育てかの二者択一を迫られ、長時間労働は改善されず、時間当たりの労働生産性が低い実態がある。これを改善するため、国は地域の主体的な取組を支援し、働き方改革を実現する。

【具体的取組】

◎仕事と家庭の両立支援

- ・ 両立支援等助成金などの関係制度の拡充と、中小企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組の支援体制を構築する。
- ・ 育児・介護休業制度のより効果的な在り方について検討し、必要に応じて所要の法的整備を講ずる。
- ・ 各企業のワーク・ライフ・バランスの「見える化」を進め、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」が選ばれる環境づくりを推進するなど、仕事と子育て・介護等が両立できる環境、そのための体制の整備に取り組む。
- ・ 従業員の子ども数が多い企業を支援するなど、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てを後押しする各種制度の在り方について幅広く検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずる。

◎地域における女性の活躍推進

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（平成 27 年 2 月 20 日閣議決定）の成立後、企業の女性活躍推進に係る取組の「見える化」を進めるとともに、地方公共団体による推進計画の策定や協議会の設置等を促進する。
- ・ 地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援することにより、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制を構築し、女性の様々な活躍のステージに応じて適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備すること等を促進する。
- ・ 「女性活躍加速のための重点方針 2015」に基づき、女性活躍のための環境整備等を推進する。

◎転勤の実態調査

- ・「企業における転勤の実態に関する調査」を行い、企業の経営判断にも配慮しつつ、平成 29 年 3 月末までに、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の策定を目指す。

◎時間や場所にとらわれない働き方の普及

- ・フレックスタイム制やテレワーク、サテライト・オフィスの活用促進など、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進に取り組む。

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) まちづくり・地域連携

まちづくり・地域連携に関する施策（都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成、中心市街地等の活性化、連携中枢都市圏や定住自立圏等の形成など）の効果をより高めるためには、ビッグデータ等を活用した都市の経済分析等に基づき、各施策が互いに連携し、一体的かつ重層的に取り組んでいく必要がある。

地方都市の再生と地方経済の活性化を同時に実現するため、官民連携・地域連携・政策間連携を通じ、地域経済を支えるサービス産業の生産性を向上させる取組や新たな需要を喚起する取組等によって地域の「稼ぐ力」を高めるとともに、地域価値の向上を図ることが重要である。また、地元大学等と連携しつつ、次世代を担う学生・若者や女性の意見やアイデアを積極的に採り入れてまちづくりを進めることが重要である。同時に、国の「総合戦略」の改訂に向け、目標数値やKPIの在り方について検討を進めることが必要である。

①まちづくりにおける官民連携の推進

エリアの特徴をいかした都市戦略の実現に対し、企画・策定の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学労言の幅広い合意と協力を得る。その上で、戦略的なまちづくりによる需要密度の向上と、それに連動した各事業者の成長戦略を効果的に連携させながら実現し、サービス産業等の生産性向上と活性化を図る。

【具体的取組】

◎広域的な官民連携の推進

- ・国内外における取組事例⁽³⁸⁾も参考にしながら、広域的経済圏において、地域の成長を目的として、成長戦略の策定からプロジェクト実施まで一貫して行うための官民連携の推進体制を構築する。
- ・まちづくり等に関する取組について客観的評価の実施が可能となるよう、評価指標の選定、データの収集方法等について検討を進め、地域間評価も含めた効果的な評価手法を確立する。その際、一定の地域に人と企業が集積することによる「密度の経済」と地域の「稼ぐ力」の関係を表す評価指標の策定に注力する。
- ・我が国における官民連携型のエリア開発・マネジメントの取組や諸外国の BID⁽³⁹⁾のような取組も参考にしながら、具体的プロジェクト

⁽³⁸⁾ 国内の取組の例として、福岡都市圏において成長戦略の策定から推進までを一貫して担う産官学民の連携組織（福岡地域戦略推進協議会）が平成23年4月に設立された。当該協議会は、福岡県、福岡市など複数の地方公共団体、経済団体、域内外の企業、金融機関、大学等から構成される。

⁽³⁹⁾ Business Improvement District の略。米国・英国等における制度で、主に商業地域において地域内の資産所有者・事業者が、地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織と資金調達等について定めたもの。

の実施に当たっての官民連携の形を検討し、地域の実情に即した取組を進める。

②まちづくりにおける地域連携の推進

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。また、定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

【具体的取組】

◎都市（圏）の条件確定（連携中枢都市圏）

- ・連携中枢都市圏については、既に指定都市・中核市を中心とした都市圏の取組が先行して進められているところであり、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市（圏）の条件について確定させる。

◎取組成果の再検証（定住自立圏）

- ・定住自立圏については、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

③都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

各種の都市機能が住民から見てアクセスしやすく利便性の高いものとなるよう整合性をもって配置されるとともに、一定の地域に人と企業を集積し、「密度の経済」を実現することによる地域の「稼ぐ力」の向上に資するため、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に当たっては、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地の活性化等の関連施策との連携の下、総合的に取組を進める。

【具体的取組】

◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進等

- ・都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等、国公有財産の最適利用、地域包括ケアシステムの構築、「まちの賑わい」づくりなどの関連施策との連携を図る。このため、コンパクトシティ形成支援チームの下に、関連施策テーマごとに関係省庁と関係地方公共団体から成るワーキンググループ（連携WG）を立ち上げる。まちづくりの現場の課題・ニーズを把握した上で、施策の充実や市町村内の部局間連携強化のための環境整

備等を行うとともに、先行事例の中から好事例をモデルケースとして情報提供することで、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の策定の促進を図る。

- ・一定の地域に人と企業が集積することによる「密度の経済」と地域の「稼ぐ力」との関係を表す評価指標の策定作業と連携を図りつつ、その取組を推進する。

④ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図るには、「密度の経済」を実現することが有益であり、そのため、ひとの流れと活気を生み出す「まちのヘソ」とも言うべき地域空間を形成する。その際には、多様なサービス産業の可能性や新たな需要の創出、さらには地域への愛着や誇りを醸成する観点に着目し、人の集う「まちの賑わい」づくりを進める。

【具体的取組】

◎官民連携によるエリア開発の促進、民主導のエリアマネジメント活動の推進、「まちの賑わい」づくりに資する包括的政策パッケージの策定・実施

- ・官民連携によるエリア開発を促進するため、その担い手となるまちづくり会社等の財源確保・資金調達手段の多様化、まちづくり人材の育成・活用の強化、空き家・空き店舗や公共施設・公的不動産等の利活用の促進、歩いて買い物等ができる地域の整備、「土地の所有と利用の分離」の手法等の活用、小規模・修復型のエリア整備手法等の活用、新規出店者の創業支援を含む商業・サービス業の新陳代謝の促進、市町村の枠組みを超えた広域的な連携の促進策、都市再開発における手続の合理化、成功事例の横展開を図るための好事例の抽出と情報提供等について検討する。
- ・オープンカフェ設置による賑わい創出、まちなみ景観形成、地域プロモーションなど、民主導のエリアマネジメント活動の推進を図るための環境整備等を検討する。
- ・上記の検討も踏まえ、平成27年中に、地域にひとの流れと活気を生み出す地方都市の拠点の活性化を強力に後押しするための具体的方策について、制度改正・財政支援措置を含めた包括的政策パッケージを策定した上で、関係府省庁が一体となって、順次関連する施策を実施する。

⑤空き家対策等既存住宅ストックの有効活用

空き家対策の推進に当たっては、空き家への住み替え、他用途への転用による利活用、空き家の除却など、空き家の状況や地域の事情等に応じた取組を行う。また、空き家の有効活用を図る観点から、中古住宅を市場に流通させる取組を進める。

【具体的取組】

◎空家対策特別措置法等に基づく地方公共団体への総合的な支援、中古住宅・リフォーム市場活性化

- ・本年5月26日に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）等を契機とし、住宅所有者等に対し、情報提供を行うなどノウハウの普及と気運の醸成を図るとともに、地方公共団体が総合的な計画を策定することを支援する。この際、売却、賃貸住宅としての活用、他用途への転用など、リフォームを含めた空き家の積極的な利活用を図る。
- ・建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。

⑥まちづくり人材の育成・確保

官民が連携したエリア開発・マネジメントの取組の具体化を促すため、それを担う人材を育成・確保する。

【具体的取組】

◎「まちづくりプロフェッショナル人材」の育成・確保、リノベーションに係る専門人材の育成、ノウハウの普及

- ・「プロフェッショナル人材事業」による「人材戦略拠点」の支援を得つつ、UIJターン助成制度等を活用しながら、「まちづくりプロフェッショナル人材」の地方への還流を促す。また、同拠点は、地域全体の成長戦略やまちづくり戦略を踏まえつつ、「まちづくりプロフェッショナル人材」の確保・活躍を支援する。
- ・民主導のリノベーション事業を担う人材について、リノベーション事業の実施等を通じ、実践的なノウハウを有する専門人材を育成する。また、その専門人材が、他地域におけるリノベーション事業に参加し支援することを促進することで、成功事例の全国的な横展開を図る。

(2)「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

「小さな拠点」の形成に向けた取組を行う場合、土地利用や施設配置に係る取組にとどまらず、集落生活圏において必要な生活サービスの提供、収入を得るための事業が将来にわたって継続できるようにすることが重要である。その際、①地域住民が自ら主体的に地域維持のための取組に参画すること、②持続可能な取組とするためには、域内サービス提供の事業と同時に域外からの収入確保のため

の事業を併せて行うこと、③事業を実施する上で、地域住民、事業経営体などの参画・能力の活用に加え、UIJ ターンなど外部人材の導入や専門人材等によるサポートが求められる。

①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。「地域デザイン」は、「地方版総合戦略」に反映されることが望ましい。

【具体的取組】

◎ワークショップを通じた地域住民による将来ビジョン（「地域デザイン」）の策定

- ・市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

【具体的取組】

◎地域運営組織の形成及び持続的な運営

- ・先発事例を体系的に整理・提供するとともに、交付金や各府省庁のモデル事業、外部人材（導入には「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手までを支援する。
- ・地域運営組織の法人格の取得、組織・人材・拠点の一体的な取組、データに基づく分析等の円滑な実施に向け、実態に応じ環境整備を図る。

③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進することが重要である。

【具体的取組】

◎生活サービスの集約・確保やネットワークの維持等の推進

- ・先発事例の整理・情報提供等により改正地域再生法に基づく取組を推進する。
- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等において自動走行などの近未来技術の実証等を推進する。
- ・学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、活力ある学校づくりに向けた支援の拡充を図る。

④地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせて実施する取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要がある。

【具体的取組】

◎地域資源をいかしたコミュニティビジネスの振興

- ・地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業を推進する。
- ・人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。

⑤中山間地域等における施策の位置付け

中山間地域等においては、その多面的機能の発揮を促進する施策と併せ、自立的発展を促進する必要がある。

【具体的取組】

◎各省施策の連携等による取組の推進

- ・関係府省庁が連携し、先発事例の紹介、改正地域再生法に基づく「小さな拠点」の形成に係る土地利用計画等への特例措置、モデル事業などの各府省庁の事業等を実施し、全国的な横展開を推進する。
- ・将来にわたって地域で組織・事業を運営できる人材、地域の取組をサポートできる人材の大学等における体系的な育成を推進する。

(3) 地域医療介護提供体制の整備等

人口減少や高齢化が本格的に進展する中で、地域医療介護提供体制の確保に当たっては、中長期的な視点から、地域の特性及び雇用労働環境の変化に応じた対策が必要である。地域において日常生活を営む人々の希望の実現を図り、その医療・介護ニーズに応じていく視点が重要である。

①地域医療介護提供体制の整備

中山間地域等、人口 10 万人以上の地方都市、大都市圏（特に東京圏）では高齢化の進展状況が異なる。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を当面の目標に、こうした地域特性の違いに応じた取組を進める。都道府県によるイニシアティブの下、切れ目のない医療介護提供体制の整備、ケア人材不足に対応した持続可能なサービス構造の確立、新たな公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革を進める。

【具体的取組】

◎地域の特性に応じた対応

- ・都道府県が中心となって、それぞれの地域において必要な医療が確保されるよう地域医療構想を策定し、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指す。
- ・地域における医療ニーズの将来の見通しを踏まえて、公立・公的病院を含めた複数の病院間で病院の統合等を進めるなど、地域の実情を踏まえ、医療ニーズの内容に応じて病床を機能分化しながら、人口構造の変化に対応した切れ目のない医療・介護を提供する体制を整備する。
- ・同様の医療機能の病院が複数立地している地域においては、地域の実情に応じて提供体制の再編を進め、地域の医療提供の核となる高度医療を担う病院や急性期を担う病院と、周辺地域に根差して必要なケアを提供する病院との間で役割分担を行うといった対応を促す。
- ・また、「人生 90 年」という超高齢社会が到来する中で、重症化予防や健康づくり対策によって住民の健康長寿の実現を図ることは重要な課題であり、民間の健康サービス等の活用も含め、地域の先駆的取組の横展開を図る⁽⁴⁰⁾。

⁽⁴⁰⁾ 広島県呉市では、多職種間の連携により情報の収集・共有を図りながら、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組んでおり、その結果、重症化による人工透析への移行予防に効果を上げている。神奈川県では、食や運動、社会参加など、ライフスタイルの見直しにより、人々の健康を維持しより良い状態にしていこうとする「未病を治す」取組を進めている。大阪府高石市では、ウォーキングロードや河川整備など自然と外に出たくなり歩行量を増加させる取組など、まち全体を無意識に健康づくりが行える環境へ整えることで、医療費等の適正化に取り組んでいる。

◎公立病院改革

- ・今後の地域医療構想を踏まえ、公立病院の役割を明確化した上で経営改革を推進するとともに、医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな責任を有する都道府県の役割を強化していく。公立と公的・民間との間の再編も含め公立病院の再編・ネットワーク化を進めるとともに、意思決定の権限と責任を現場に持たせるため、公立病院の地方独立行政法人化や指定管理者制度等の活用を図る。

◎平成 30 年度の節目に向けた取組推進

- ・医療・介護分野の改革の大きな節目である平成 30 年度（2018 年度）に向けて、必要な対応を着実に進めていく。

②雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

地方において医療・福祉人材の高齢化が進む中、潜在的有資格者も含めた人材の需給推計など今後の見通しを明らかにした上で、医療・福祉サービスの生産性向上、子育て・介護分野の人材の流動性向上、職場環境の改善を通じた魅力的な労働環境の創出に取り組む。

【具体的取組】

◎介護福祉サービス・人材の融合・連携

- ・以下の 3 つの観点から、サービスの生産性の向上、必要なケア人材の確保等を進める。
 - ①IT、医療・介護機器・ロボット活用などの「イノベーション・アプローチ」
 - ②障害福祉、児童福祉、介護サービスを一体的に提供する拠点整備や相談窓口のワンストップ化などの「サービス融合アプローチ」
 - ③各分野の人材養成カリキュラム・受験科目等の相互調整などによる「人材多様化アプローチ」
- ・人口減少下における地域医療介護提供体制の確立に当たって大きな節目となる平成 30 年度に向けた取組を進め、必要に応じて関連制度の見直しを行っていく。

（４）東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

我が国の高齢化は、世界的にみても空前の速度と規模で進行している。その中でも、東京圏においては今後 10 年間で後期高齢者が 175 万人増加すると見込まれており、医療・介護の供給不足問題が深刻化し、これに伴う地方からの人材流入とともに、単独世帯や空き家が増加することが予想される。また、出生率の低い東京圏に若年女性の転入超過が多いことは、我が国全体の少子化の動向に大きな影響を与えている。さらに、首都直下地震などの巨大災害に伴うリスクが指摘されている。高齢者の医療介護・住まいの整備や、通勤を含めた働き方改革につ

いて、一都三県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）が連携し広域的・一体的に対応することが求められる。

①東京圏の医療・介護問題への対応

今後急速に高齢化が進む東京圏においては、近い将来、医療・介護サービスの問題が深刻化することが予想される。このため、増加する空き家への対応も含め、東京圏における医療介護・住まいの整備について広域的な取組を進めるとともに、地方への移住を希望する人々を支援する。

【具体的取組】

◎「一都三県の連携」と「地方移住支援」

- ・東京圏における地域医療介護提供体制の整備と高齢者の住まいの整備の取組を一体的に推進することが重要である。また、空き家問題（東京圏で200万戸⁽⁴¹⁾）への対応も課題となっている。このような場合において、一都三県と国が連携し、広域的な観点から地域体制整備に取り組むことが重要である。このため、高齢者を中心とする医療介護提供体制の整備と、空き家の活用や公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化、いわゆるニュータウンの再生や住み替え支援（リバース・モーゲージ、中古住宅・リフォーム市場の活性化等）の一体的な推進について、一都三県と国が連携して取り組んでいく。
- ・東京在住者のうち、50歳代男性の半数以上、また50歳代女性及び60歳代男女の約3割が地方移住を予定又は検討したいとの意向を持っている。こうした希望の実現を図り、高齢者の地方移住の選択肢を支援していく。

②東京圏の少子化問題への対応

平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏において、地域の働き方の特性に応じた「地域・働き方アプローチ」の取組を進める。

【具体的取組】

◎東京圏における働き方の見直し

- ・東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏においては、「地域少子化・働き方指標」の作成・公表が特に重要である。
- ・東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

⁽⁴¹⁾ 総務省「平成25年住宅・土地統計調査」による。本調査結果の空き家には賃貸・売却用等も含まれるため、全てが問題となる空き家ではないことに留意が必要。

IV. 地方創生に向けた多様な支援

1. 支援の基本方向

現在、地方公共団体は「地方版総合戦略」の策定を進めているが、これに対して国は情報面・人材面・財政面から多様な支援を行っている。今後も、地方公共団体が主体的に「地方版総合戦略」の策定・実施を進めるとともに、地方公共団体相互の連携を図る観点から、各支援策の拡充に取り組んでいく。

特に、地方創生の深化の観点からは、地域の「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すことが重要となってくる。こうした点で、①先駆性のある取組や、②地方自らが既存制度・事業の隘路（ボトルネック）を見出し、その打開を目指す取組、さらに、③先駆的・優良な事例の横展開に対して、積極的に支援を行っていくものとする。

2. 支援の拡充

(1) 情報支援

平成 27 年 4 月より、地域経済に関する官民のビッグデータを、ユーザーフレンドリーの観点から、一つのシステムで分かりやすく「見える化」した、「地域経済分析システム（RESAS）」⁽⁴²⁾を提供している。これにより、地域の現状や課題の把握、強み・弱みや将来像の分析、基本目標や KPI の設定、PDCA サイクルの確立といった地方公共団体の地方創生の取組を情報面から支援していく。とりわけ、産業分野については、市町村ごとに強みのある基盤産業を抽出することを可能とした「地域の産業・雇用創造チャート」とも緊密に連携することで、産官学金労言等、地域を挙げた産業分析を支援していく。

今後とも、まち・ひと・しごと創生本部が「司令塔」として、ワンストップで、地方公共団体に対する官民ビッグデータの活用支援、新たなデータ分野（農林水産業、医療・福祉、訪日外国人旅行者の動向、地域経済循環、教育等）の追加、国民への広報・普及等に努めていく。

(2) 人的支援

当該地域に愛着や関心を持ち、意欲ある各府省庁の職員が相談窓口となり、地方公共団体が「地方版総合戦略」の策定を含め地方創生の取組を推進するに当たり問合せを行うことができるよう、「地方創生コンシェルジュ制度」を整備した。今後も地方公共団体との意見交換を通じ、地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

また、「地方創生人材支援制度」により、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員・大学研究者・民間人材を市町村長の補佐

⁽⁴²⁾ Regional Economy (and) Society Analyzing System の略。地域経済に係わる様々なビッグデータ（産業、人口、観光等）をわかりやすく「見える化（可視化）」し、地方公共団体が「地方版総合戦略」を策定するに当たって、国が情報面・データ面から支援するために提供を開始した。一部データを除き、一般にも公開されている。

役として派遣し、地域に応じた「処方箋づくり」を支援している。平成 28 年度の派遣については、市町村が応募できる期間をより長く確保することや、民間人材について募集対象を拡大することを検討している。

さらに、地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組が実現されるよう、各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う様々なタイプの専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成するための「地方創生人材プラン（仮称）」を、年末までに策定するよう検討を行い、成案を得る。

（3）財政支援

既に、平成 26 年度補正予算、平成 27 年度当初予算において、まち・ひと・しごと創生事業費による地方財政措置の充実、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）などの財政措置が講じられてきており、地方公共団体における地方創生に係る取組への支援が行われている。

平成 28 年度以降は、「総合戦略」における具体的な事業を本格的に推進する段階に入る。このため、地方創生の深化に向けて、統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う「新型交付金」を創設する。

新型交付金は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせて、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等の観点で先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援する。政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。また、地方創生関連補助金等についても、適切な KPI や PDCA サイクルの整備、手続のワンストップ化等による「縦割り」の弊害防止等の見直しを行う。

3. 広報周知活動

地方創生の広報・周知のため、これまで、地方公共団体等との意見交換を現地に赴き積極的に行うとともに、産学金労言の関係団体に対し「地方版総合戦略」策定への積極的な参画要請、地方創生の趣旨や国としての施策紹介、地方創生の先行事例の情報提供、地方居住を進める関係者の会議（『『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議』）の支援等を行ってきた。引き続きこうした取組を進めるとともに、本基本方針に盛り込まれている施策内容の周知や女性・若者など様々な人々への訴求など、地方創生が国民運動として広がるよう広報活動を行う。

V. 国の経済財政運営と統合的な推進環境の確保

1. 経済財政運営と改革の基本方針・日本再興戦略との相互連関

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、経済再生と財政健全化の両立を実現するための道筋と併せて、平成 28 年度予算編成に向けた基本的考え方が示されている。地方創生を推進するに当たっては、地域の「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すことで深化を図り、経済再生と財政健全化に貢献していく。その過程は、官民協働、地域間連携、政策間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等を通じて進められるものであり、地方行財政制度とも密接に絡む。その観点から、「地方財政については、国庫支出金等を見直すとともに、地方創生予算への重点化を行うことにより新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図る。地方交付税制度において頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進する。⁽⁴³⁾」という基本方針を踏まえ、地方創生に取り組むものとする。

また、『日本再興戦略』改訂 2015」において、我が国の持続的な成長に向けた施策と目標が決定されている。昨年の『日本再興戦略』改訂 2014」では、「成長戦略の目標は、グローバル社会の中で、我が国の中長期的な成長を確固たるものとするにとどまらず、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらす、いわばローカル・アベノミクスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにすること⁽⁴⁴⁾」とされている。地方創生はまさにこの目標に向けた取組であり、我が国全体の成長を俯瞰する日本再興戦略と、地域経済の好循環に焦点を当てる「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」とが車の両輪となって、日本経済を成長軌道に乗せていく。

2. 平成 28 年度の予算編成等に向けて

「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージの推進に当たっては、予算・税制・制度改革などあらゆる政策手段を動員して取り組まなければならない。

財政健全化との整合性を確保するため、概算要求段階から、統合的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、新型交付金を創設する。また、地方創生関連補助金等についても「縦割り」の弊害防止等の見直しを行う。

税制については、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるような地方税改革を進めつつも、地域によって税負担が異なるという一国二制度に陥らないようにしなければならない。

また、国土強靱化等、安全・安心に関する取組との調和を図りつつ、他の制度改革とも協働する。地域や民間の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改

⁽⁴³⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）。

⁽⁴⁴⁾ 『日本再興戦略』改訂 2014 「未来への挑戦」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）。

革していくため、規制改革会議と連携を一層深めていく。加えて、国家戦略特別区域諮問会議等とも連携し、全国規模の規制改革が困難な場合等に、地域を限定して、国家戦略特区等における規制改革を推進する。このため、現在国会で審議中の国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（平成 27 年 4 月 3 日閣議決定）の成立後、これに基づく、医療や雇用などの分野における規制改革を実践する国家戦略特区等の取組を更に進める。さらに、地方分権改革について、農地転用の許可権限を地方に移譲すること等を盛り込んだ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）による取組を進め、引き続き地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改革を強力に進める。あわせて、改革成果の情報発信や優良事例の展開等を図っていく。